

## 「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」の公開について(案)

- ・ 原則公開とする。
- ・ ただし、本会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- ・ 議事要旨については、一般のアクセスが可能な総務省ホームページに掲載し、公開することとする。